

地域で取り組むスマート農業機械導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、地域で取り組むスマート農業機械導入支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、高齢化等による担い手の減少が進む中、持続可能な農業を実現するため、省力化技術の開発・導入が喫緊の課題となっており、生産体制の充実・生産性の向上を図るため、地域で取り組むスマート農業機械の共同利用及び共同購入（一括発注）による導入を支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、スマート農業の全国展開に向けた導入支援事業実施要領（令和3年12月21日付け3農産第1877号農林水産省農産局長通知。以下「国実施要領」という。）及びスマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金交付等要綱（令和3年12月21日付け3農産第1876号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」）に基づき、別表の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、対象事業を行う別表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助対象経費（対象事業に要する同表の第3欄に掲げる経費をいう。以下同じ。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第6欄に定める補助率を乗じて得た額（ただし、1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、対象事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

4 補助事業の実施に当たっては、機械導入の場合、過剰とみられる機械等の整備を排除するとともに、年間の効率的な利用に努めるなどにより、徹底した事業費の低減、低コスト化を図られるよう努めるものとする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、知事が、その財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知書は、様式第2号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業者が行う補助事業に係る別表の第7欄に定める変更以外の変更とする。

- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について国の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

（遂行状況の報告）

第7条 別表の第1欄の2に掲げる対象事業を行う補助事業者は、本補助金の交付の決定があった年度の12月31日現在において、様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、翌月15日までに知事に報告しなければならない。

（実績報告の時期等）

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業等の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と交付決定を受けた年度（以下「交付決定年度」という。）の翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。ただし、国交付等要綱に定める補助金の全額が概算払により交付された場合にあっては、交付決定年度の翌年度の4月20日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月5日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
 - 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が、交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超えるときは、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

第9条 規則25条第2項ただし書の期間（以下「処分制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間）とする。

- 2 規則25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。この場合において、第5条第1項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあ

るのは、「処分について国の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(収益納付)

第10条 補助事業者は、対象事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより、自ら収入のあったときは、当該収入があったことを知った日から5日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(財産に関する書類の保管)

第11条 補助事業者は、事業により取得した財産について処分制限期間を経過するまでの間、様式第5号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(提出書類の部数等)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は正本1部とし、所轄の地方事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）を經由して、農林水産政策課長に提出しなければならない。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月24日から施行する。

別表（第3条関係）

1 対象事業 ^{注1)}	2 事業実施主体	3 補助対象経費 ^{注2)}	4 補助金上限	5 補助対象機械	6 補助率	7 重要な変更
1 一括発注タイプ	コンソーシアム、 農業者等	<p>国交付等要綱別表1のIの2のメニュー欄の(1)及び(2)に掲げる取組に要する経費。 補助対象機械は、第5欄のとおり。</p> <p>(ア) 機械の一括発注により、農機具店等の機械調達先との価格交渉を通じて、機械の導入価格を低減させる取組。</p> <p>(イ) 事業メニュー(1)の取組を実施する際の、営農条件を踏まえた機械のカスタマイズ</p>	<p>(ア) 受益者1者当たり400万円。ただし、1農業者当たり最大1,200万円</p> <p>(イ) 事業メニュー(1)に対する1農業者等当たり補助額の最大額)</p>	<p>1 自動操舵装置(自動操舵装置を搭載する機械は対象外とする。)</p> <p>2 草刈機(自律走行式又はリモコン式に限る。)</p> <p>3 農業用無人車(自律走行式又はリモコン式で、運搬用又は防除用に限る。)</p> <p>4 中切機</p> <p>5 ロボット摘採機</p> <p>6 野菜若しくは花きの乗用収穫機又は収穫ロボット</p> <p>7 RTK基地局(GNSSによる制御を要する機械と同時に導入する場合に限る。)</p> <p>8 ドローン(ハイブリッド型で、少なくとも施肥に使用する場合に限る。)</p>	2/3	<p>1 補助事業者の名称の変更</p> <p>2 補助金の増額</p>
2 共同利用タイプ	農業者等	<p>国交付等要綱別表1のIの3に掲げる取組に要する経費。 複数の農業者等による機械の共同利用。 補助対象機械は、第5欄のとおり</p>	1 農業者当たり 133万円			

注1 国事業「スマート農業の全国展開に向けた導入支援事業（スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金）」

注2 国事業に採択され事業計画に基づいた機械整備費を対象とする。

様式第1号（第4条関係、第8条関係）

年度地域で取り組むスマート農業機械導入支援事業計画（報告）及び収支予算（決算）書
 （国事業名：「スマート農業の全国展開に向けた導入支援事業（スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金）」）

1 事業実施主体名

2 事業の目的

3 事業の内容

種目・項目	数量	単価	金額	備考
		円	円	
合計			円	

(注) 1 種目・項目欄には、上段に本事業により導入を予定している機械・施設等の名称を記載し、下段に仕様を括弧書きで記載すること。

2 事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部について、融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合、備考欄に「融資該当有」と記載の上、別紙に融資の内容を記載して添付すること。

4 事業費の内訳

事業種目	事業費	内訳				備考
		国費	県費	その他	事業主体	
	円	円	円	円	円	
合計						

(注) 事業種目の欄には、「一括発注タイプ」又は「共同利用タイプ」を記載すること。

5 収支予算（又は決算）

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国・県補助金 市町村 その他	円	円	円	円	
合計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

6 事業完了予定（又は完了）年月日 年 月 日

7 県内事業者への発注（工事請負費、委託費に限る。）が困難である場合の理由
（県内事業者への発注が困難であることがあらかじめ分かっている場合に理由を記載）

8 他の補助金の活用

(1) 活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。
「有」の場合は以下の欄に記入してください。

事業名	
事業内容	
補助事業所管部署名	
連絡先	

注) 当該年度に他事業を活用する場合に記載すること。

9 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

10 融資担保の有無（有・無）

※事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合、別紙に融資の内容を記載して添付すること。

11 添付資料等

(1) 「スマート農業の全国展開に向けた導入支援事業」（一括発注タイプ又は共同利用タイプ）
事業実施計画書の写し（※添付資料含む）

(2) 事業費の詳細が分かる資料（見積書等又は領収書、売買契約書の写し等）

(3) 機械等の詳細なカタログ並びに施設等の部材の積算資料、図面等、計画を実施するために必要な性能及び規模・内容であることが十分に比較・判断される資料

別紙

種 目・項 目	補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	そ の 他
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	

※記入欄は、必要に応じて追加すること。

様

職氏名

年度地域で取り組むスマート農業機械導入支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった地域で取り組むスマート農業機械導入支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先）

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されたとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、事業実施主体ごとの交付対象経費の実績額について地域で取り組むスマート農業機械導入支援事業費補助金交付要綱（令和4年3月24日付第202100256390号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）とのいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産関係補助金等交付規則（昭和31年4月農林省令第18号）、スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金交付等要綱（令和3年12月21日付3農産第1876号農林水産事務次官依命通知）及びスマート農業の全国展開に向けた導入支援事業実施要領（令和3年12月21日付3農産第1877号農林水産省農産局長通知）の規定に従わなければならない。

なお、事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が規則第5条の申請書に記載してある場合は、県の承認を受けたものとする。

年 月 日

職氏名 様

職氏名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度地域で取り組むスマート農業機械導入支援事業費補助金遂行状況報告書

年 月 日付第 号で交付決定通知のあった地域で取り組むスマート農業機械導入支援事業費補助金について、地域で取り組むスマート農業機械導入支援事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況（交付決定に係る年度の12月31日現在）

区分	総事業費	事業の遂行状況			備考
		年12月31日 までに完了したもの		年 月 日 以降に実施するもの	
		事業費	出来高比 率	事業費	
事業費	円	円	%	円	

- (注) 1 事業費、附帯事務費に分けて区分ごとに記載すること。
2 事業費の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

2 事業開始（着手）年月日 年 月 日

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

年 月 日

様

事業実施主体 住 所
氏 名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

〇〇年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあつた地域で取り組むスマート農業機械導入支援事業費補助金について、地域で取り組むスマート農業機械導入支援事業費補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 規則第18条の補助金の額の確定額（年 月 日付第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

(注) 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

様式第5号（第11条関係）

財 産 管 理 台 帳

地区・事業主体名		事業実施年度 年度					交付された補助金名								
実施 年度	事業の内容			工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業実施主体	工種 構造 施設 区分	施工 箇所 又は 設置 場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分			耐用 年数	処分 制限年 月日	承認 年月日		処分の 内容
								県費 補助金	市町 村費	その他					
合 計															

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。